

令和3年度クリーニング師研修 及び業務従事者講習実施要領

(公財)山形県生活衛生営業指導センター

1 趣 旨

近年の繊維製品の素材の多様化、クリーニング技術の高度化等に伴い、クリーニング師及び業務従事者に、より高度の知識及び技術が要求されていることからクリーニング師及び業務従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図ることを目的として、研修及び講習が義務づけられております。

2 実施機関

研修及び講習は、山形県知事が指定した(公財)全国生活衛生営業指導センターの委託を受けて、(公財)山形県生活衛生営業指導センターが行います。

3 受講対象者

未受講者、令和元年度及び令和2年度の研修又は講習修了者以外は必ず受講してください。

(1) クリーニング師の研修

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に研修を受け、その後は3年を超えない期間ごとに、研修を受けなければなりません。

また、営業者は、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、研修を受ける機会を与えなければならないことになっています。

(2) 業務従事者に対する講習

営業者は、クリーニング所開設後1年以内に、そのクリーニング所の衛生管理を行う者として、従事者数の5分の1(端数を生ずる場合は切上げ)の者を選び、講習を受けさせ、その後は3年を超えない期間ごとに、同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせなければなりません。ただし、同じクリーニング所(店舗)において、クリーニング師がクリーニング師研修を受講している場合は、クリーニング師1名につき業務従事者5名分の講習を受講したものとみなされます。

また、従事者数には、臨時雇用、季節雇用等の者が含まれますが、専ら事務的業務等に従事する者は除かれます。

なお、取次店は、個々に1クリーニング所として扱われますので、営業者は取次店ごとにそれぞれ少なくとも1名を、受講させなければならないこととなります。

4 クリーニング師研修日程

	日 時	会 場	申込締切日
村 山 会 場	11月7日(日) 13:30~	山形市蔵王コミュニティセンター (多目的ホール) 山形市蔵王半郷1028 T E L 023-688-2120	10月5日(火)
	11月11日(木) 13:30~	山形県高度技術研究開発センター (多目的ホール) 山形市松栄2-2-1 T E L 023-647-3111	10月5日(火)
庄 内 会 場	11月17日(水) 13:00~	鶴岡市勤労者会館 (1F大ホール) 鶴岡市泉町8-57 T E L 0235-25-2548	10月12日(火)

5 クリーニング業務従事者講習日程

	日 時	会 場	申込締切日
村 山 会 場	11月1日(月) 13:30~	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング (4階中会議室) 山形市平久保100 T E L 023-635-3100	10月5日(火)
庄 内 会 場	11月18日(木) 13:00~	鶴岡市勤労者会館 (1F大ホール) 鶴岡市泉町8-57 T E L 0235-25-2548	10月12日(火)
置 賜 会 場	11月4日(木) 13:30~	アクティー米沢 (2F大会議室) 米沢市西大通一丁目5番5号 T E L 0238-21-5655	10月5日(火)

6 科 目

研 修 科 目
織 維 及 び 織 維 製 品
洗 濯 物 の 処 理
洗濯物の受取、保管及び引渡
衛生法規及び公衆衛生
レ ポ ト

7 受 講 料

研修受講料 5,000円 (クリーニング師の方)
講習受講料 4,500円 (業務従事者の方)

8 受講手続

(1) 申込方法

クリーニング師の研修及び業務従事者の講習については、営業者又は本人が同封の申込書に必要事項を記入し、申込締切日までに下記へ送付してください。

(申込用紙が不足していた場合は、指導センターへ請求してください)

〒990-0033 山形市諏訪町2-1-60

(公財)山形県生活衛生営業指導センター あて

T E L (023) 623-4323

F A X (023) 634-6290

(2) 受講料の払い込み

申込書の送付と同時に、同封の郵便振替払込用紙(手数料は指導センターが負担)により、郵便局へ払い込んでください。

口座番号 02470-5-15364

加入者名 (公財)山形県生活衛生営業指導センター

9 その他の事項

- (1) 申込書を受付けしますと、申込者に受講票等を送付します。
- (2) 受講票を会場受付へ提示してください。テキストは会場にて配付します。
- (3) 研修及び講習の修了者に対し、修了証書並びにステッカーを交付します。
- (4) 指定会場で都合の悪い方は、他の会場においても受講できます。
- (5) 受講申込後、急用や発熱等体調不良等の都合により研修又は講習を欠席された場合は受講料を返金しますが、入金・返金時の振込手数料は差し引かせていただきますので、御承知願います。
- (6) 新型コロナウイルス感染症への対処について
 - ・発熱、咳、咽頭痛などの症状のある方や、マスクを着用していない方の入場はお断りいたします。
 - ・入場の際には、手指の消毒(アルコール消毒液等は会場に設置)または手洗いの実施をお願いいたします。
 - ・当研修・講習を実施する会場については、例年に比べかなり広い場所を確保しています。
 - ・会場側に、参加者の氏名、住所、電話番号等連絡先を記載したリストを提出する場合がありますので、ご了承ください。当該会場の利用者から新型コロナウイルスの感染者が発生した場合、会場側は、保健所にそのリストを提出する必要がある場合があるからです。
 - ・感染の拡大等により、万が一、当実施要領の内容を見直す場合は、当指導センターから申込者に連絡いたします。
- (7) その他不明な点については、下記の指導センターへお問い合わせください。

(公財)山形県生活衛生営業指導センター TEL 023-623-4323

FAX 023-634-6290

